

## BIS の（対金融機関）自己資本比率規制について（解説）

$$\text{企業会計における自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}}$$

たとえば、自己資本=1 億円、総資産=12.5 億円ならば自己資本比率=0.08 ~8%

貸借対照表 (B/S)	
資 産	負債と自己資本
貸出債権	負債
土地関連融資	預金
株式	借入金
国債	自己資本（純資産）
	株主資本

$$\text{BIS の自己資本比率規制における自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{安全資産} \times 0 + \text{リスク資産} \times 1}$$

たとえば、自己資本=1 億円、総資産=20 億円で、

総資産の内容が、

$$\text{国債 10 億円} + \text{株式や貸出債権 10 億円} \text{ のとき、} 1 \div (10 \times 0 + 10 \times 1) = 0.1$$

$$\text{国債 5 億円} + \text{株式や貸出債権 15 億円} \text{ のとき、} 1 \div (5 \times 0 + 15 \times 1) = 0.066\dots$$